

動物検疫の今

～警戒体制最高レベルへ～

伊藤和夫[†]（農林水産省動物検疫所所長）

1 中国でのアフリカ豚コレラの発生

今年3月韓国で口蹄疫が再発したのに続き、この8月アフリカ豚コレラが中国遼寧省で発生した。侵入経路の解明が行われているが、続発も予想され（8月13日現在）、アジアの畜産関係者が最も怖れていた事態となった。その動向に最大限の警戒が必要である。

わが国を含むアジアでは世界の家畜の約半数が飼育され、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、小反芻獣疫などいわゆる「越境性動物疾病」が継続的に発生している。中国と国境を接し、所得が低い国々の多いアジアでは、経済的な損失はあるものの家畜の死に至らない口蹄疫より、ワクチンも治療もなく致死率の高いアフリカ豚コレラはより一層の脅威となる。未調理の豚肉にはウイルスが数カ月間生存し、野生動物に広がれば撲滅は極めて困難になる。世界の豚肉生産量の約半数を占める中国での問題の深刻さは計り知れない。アフリカ豚コレラの撲滅がアジア最大の喫緊の課題であることはもちろん、わが国への侵入を何としても防がなければならない。

わが国を含むアジアでは世界の家畜の約半数が飼育され、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、小反芻獣疫などいわゆる「越境性動物疾病」が継続的に発生している。中国と国境を接し、所得が低い国々の多いアジアでは、経済的な損失はあるものの家畜の死に至らない口蹄疫より、ワクチンも治療もなく致死率の高いアフリカ豚コレラはより一層の脅威となる。未調理の豚肉にはウイルスが数カ月間生存し、野生動物に広がれば撲滅は極めて困難になる。世界の豚肉生産量の約半数を占める中国での問題の深刻さは計り知れない。アフリカ豚コレラの撲滅がアジア最大の喫緊の課題であることはもちろん、わが国への侵入を何としても防がなければならない。

中国は、その面積の広さ、国境の長さ、人口の多さを特徴とし、近隣国との経済格差が生じていることから家畜・畜産物の密輸が後を絶たず、動物疾病の侵入リスクが一層高まっている。国際会議における中国の家畜衛生に関する発表等からは、堅固な制度の構築と計画的な政策の進捗が見られ、政府関係者の意識も高く、研究所やワクチン製造施設なども次々に建設されている。しかし多くの越境性疾病の発生は続いており、疾病によってはワクチンにより発生がマスクされていることもあり、疾病の発生の全てが国に報告されるとは言えず、現状は掴みにくい。中国には「上有政策、下有対策」という有名な言葉があり、国に政策あれば、民衆には対抗する策・すり抜ける策があるという意味で使われており、家畜衛

生の分野においても妙に頷ける言葉である。今後も中国から出される情報を慎重に分析し、対応する必要がある。

一方、韓国でも、口蹄疫の発生農家のワクチン接種率が著しく低いことが明らかになったり、新規参入アヒル農家に高病原性鳥インフルエンザが流行したりする例が見られ、農家の衛生管理意識が大きな問題となっている。

わが国でも高病原性鳥インフルエンザの発生は認められるが、最近の発生例ではいずれも他の農場への広がりはない。このことは世界でも高く評価されており、取りも直さず日本の農家の衛生意識の高さと都道府県をはじめ家畜衛生関係者の指導の賜物である。

こうした状況であることから、農林水産省は、平成27年の日中韓農業大臣会合において「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」を交わし、これに基づく疾病のワーキンググループの取組、定期的な日中韓シンポジウムの開催などにより、近隣国との協力関係を強化し、それぞれの国の家畜衛生レベルを向上させ、疾病の相互侵入リスクを低減する対策を進めているところである。

2 人・物の動きの変化と動物検疫の現状

農林水産省動物検疫所では、本年3月末の韓国での口蹄疫再発に際し、九州や北海道をはじめ各所で道や県と連携し侵入防止キャンペーンを展開した。中国でのアフリカ豚コレラの発生に対しても、これまで以上に多くの職員を導入し、都道府県との連携の下、主要空海港25カ所で延べ40回以上のキャンペーンを実施し、中国から肉製品を持ち込まないよう旅行客らに呼びかけている。その他、発生地域からの中国便に対する検疫探知犬による検査の強化、さらに中国からのクルーズ船検査の強化、輸入畜産物・厨芥残渣の検査強化など最高度の警戒体制で水際検疫に臨んでいる。

動物検疫所は、国の検査指導機関として、上述のような悪性動物疾病をわが国に侵入させることがないように水

[†] 連絡責任者：伊藤和夫（農林水産省動物検疫所）

〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 ☎045-751-5921 FAX 045-753-3910
E-mail : kazoo_ito660@maff.go.jp

際で防疫に努めているが、近隣国で疾病発生が続く中、訪日外国人が急増し、家畜検査の状況は厳しさを増している。

訪日外国人の数は2年続けて20%増加し、昨年は過去最高の2,869万人に達した。中国736万人、韓国714万人、台湾456万人、香港223万人の順に多く、アジアからの来訪者が84.8%を占めている。台湾については人口の5分の1、香港に至っては人口の4分の1が日本に年1回訪れる計算になる。また、全体の61.4%は訪日回数2回以上のリピーターでその回数も増加している。観光庁の調べでは、訪日回数が増えると、地方を訪れる人の割合は高くなり、外国人宿泊者の地方での宿泊割合は昨年40%を初めて超えた。また、一人旅も増える傾向にあるという。観光立国を目指す政府は2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人の訪日客を目標にしている。今や訪日客の大半を占めるアジアの人々は、日本の地方を目指して来日している。

事実、地方空港への到着便、クルーズ船の寄港が著しく増加し、動物検査所としても職員を増員して対応しており、検査検査のための地方空港等への出張は年間5,000回を上回っている。クルーズ船による訪日客は全体の1割に達する勢いである。

生産者の皆様におかれては飼養衛生管理基準に基づき、旅行者が安易に家畜に接しないよう、改めて自らの施設の確認をお願いしたい。

一方、経済のグローバル化、産業構造の変化に伴い、日本を取り巻く国際物流は大きく変化し、日本の貿易額に占める対アジア各国との貿易の割合は輸出入総額の約50%にまで増加している。わが国の企業の海外展開が進み、国内外問わず、調達・生産・販売などを最適で行うグローバル・サプライチェーンが進展し、海上輸送は効率化の観点からコンテナ及びバルク貨物輸送船の大型化が進んでいる。一方で、それぞれの輸送単位は小口化や商品の多様化が進むなど国際の物流は一層複雑化している。動畜産物の輸出入も同様にさまざまな国からさまざまな材料、製品が輸入され検査件数が増加している。人や物の動きが活発化、複雑化し、いつ病原体が侵入してもおかしくないのが現状である。きめ細やかな検査対応が求められる。ここ数年来、空港において持込禁止の生鮮肉を検査したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された例が複数ある。

動物検査所としては、職員の増員や検査探知犬の増頭、靴底消毒マットの増設、旅行者への口頭質問など水際対策の強化・徹底を図っている。わが国の国際空港の66カ所以上の場所に靴底消毒マットを設置している。

靴底マットについては、生産者の方々からは、畜舎設置の踏込消毒槽と比べその効果に御心配の声を頂くが、当所で行ったウイルスを用いた効果試験によれば、一定

の湿り気があれば、十分な消毒効果のあることが確認されている。通行量の多い空港では1日に6から7回マットの状態を点検・整備している。

また、検査探知犬を平成17年から導入し、本年8月現在で28頭が主要空港で活躍している他、検査探知犬の出張対応も開始した。持込禁止畜産物の摘発件数の約4割が検査探知犬によるものだ。

一方、わが国への畜産物持込みの多い中国、ベトナムの空港の出国カウンターでは日本に畜産物等を持ち込まないようにパンフレットによる案内を実施している他、さらにホームページ、スマートフォンアプリやYouTubeを利用して多言語による案内も行っている。台湾では空港においてサイネージによりわが国に畜産物が持込めない旨を表示している。

もし、読者の皆様が海外で農場等に立ち入った場合には、帰国時には動物検査カウンターにお立ち寄りいただきたい。お話を伺い、事情によっては紫外線等による消毒をさせていただくこともある。

こうしたわれわれの努力も虚しく、渡り鳥などが伝播する鳥インフルエンザは動物検査所でも防ぐのが難しい伝染病である。例え、病原体が国内に侵入しても、国内の動物に感染させなければよい。こうした疾病は、農家での防疫措置・飼養衛生管理が最初で最後の砦となる。

3 より科学的な根拠に基づく動物検査を目指して

家畜や畜産物を輸入する場合には、少なからず家畜の病原体を持ち込むリスクを伴うことになる。輸入しなければリスクは回避できるが、わが国の養鶏業、養豚業等とはもとより食生活が成り立たない。また、OIE（国際獣疫事務局）で定められた国際基準より厳しい防疫措置をすれば、相手国から訴えられるかも知れない。

病原体のわが国への侵入リスクを減らすための管理措置を農林水産省動物衛生課と動物検査所とが連携し実施している。口蹄疫やアフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザが発生している国又は地域からの動物や畜産物は基本的に輸入禁止とし、発生のない国又は地域からであってもリスクの十分低減された家畜のみが日本に到着するよう輸出国との間で輸入条件を定めている。輸出国での個体検査の結果、農場の清浄性、ワクチン接種状況などの条件を満たすもののみを輸入している。輸入時には、動物であれば係留検査、臨床検査、精密検査、畜産物であれば、現物検査、消毒措置、精密検査などを実施する。動物には国内輸入後も都道府県における着地検査が実施され、その後も国内防疫、農家の下で家畜の健康は維持管理されていく。輸出国と輸入国において検査を実施する二重検査制度である。

家畜に悪影響を及ぼす疾病は数多くあるが、疾病ごとに特性が異なっており、臨床症状から確実に検知できる

もの、採材検査を行う場合でも感染を検知するのに適した時期があるもの、病原体の排泄量が一定していないため複数回の検査が推奨されるもの等それぞれの疾病の特性を考慮した検査内容の検討を行う必要もある。

動物検疫所では所内に、検査指導部門を設置し、4つの検査室でISO 17025の認定を受けるなど検査の信頼性の確保に努めている。輸入検査、消毒などの検疫措置については、輸入動畜産物を介した病原体の侵入リスクを評価し、科学的な根拠を持ってその適正化、重点化、効率化などを図り、過不足ない妥当な管理措置を常に追求している。関係研究機関等との連携の下、さらなる診断技術の向上に努めている。

また、監視伝染病ではないものの、外国で流行している疾病及びその診断法、薬剤耐性菌の保有状況についても、輸入者の協力や関係機関との連携により調査研究しており、わが国では絶滅して久しい疾病の診断について、海外の研究所で研修を受けることもある。前述の靴底消毒マットのウイルスを用いた効果試験なども調査研究の対象としている。

持込禁止の生鮮鶏肉等から検出された鳥インフルエンザウイルスについては、性状分析を行うとともに持ち込まれた地域からの侵入リスク等を評価し、その結果に基づいて外国政府や航空会社などに禁止品の持ち出し防止について協力を要請したり、検疫探知犬活動のターゲット選定に活用したりしている。なお、当所で分離した鳥インフルエンザウイルスなどの病原体は、国内外の研究機関から分与の要請も多く、世界的な疾病発生状況の分析、診断法の評価・改良やわが国も含めた各国でのワクチンの効果測定に使用されるなど、われわれの活動が幅広い分野で生かされている。

4 牛肉輸出の検疫裏話

わが国政府全体で農林水産物・畜産物の輸出に力を入れており、平成31年までに輸出額1兆円を目標として、関係者が一体となって取り組んでいる。牛肉については、昨年の台湾、マレーシア向けに続き、今年は豪州、アルゼンチン向けの牛肉輸出が解禁となった。こうした解禁交渉には平均して5年以上の期間を要している。輸

出する国により輸出条件がそれぞれ異なり、動物検疫ばかりでなく、食品衛生、表示など多岐にわたる条件を満たす必要があり、解禁後もその条件を満たすかどうかの検査が複雑化する一方である。

「わが国の食品は世界一安全である」との神話に、科学的根拠は乏しい。わが国畜産物の本格的な輸出は始まったばかりである。

特定の国に畜産物を輸出するためには、相手国に承認された特定の施設で生産・加工を行う必要がある。「和牛」としてブランド力のある牛肉輸出について見てみよう。日本国内で輸出可能と認定された施設は、タイ向けやベトナム向けなどでは70以上の施設がある一方、最も基準の厳しいEUへ輸出できるのは4施設のみ、米国でも10施設のみである。輸出要請を行った国より派遣された検査官から、日本の施設はこの程度かと驚かれた施設さえある。中国の日本向け加熱処理肉の施設を視察したことがあるが、中国の国内向け食品の衛生管理は別として、これら輸出用施設はわが国のものより整備され、厳しい衛生管理を行っていた。海外への輸出経験が豊富な故であろう。

ちなみに、平成28年度の厚生労働省輸入食品監視統計によれば、中国からの輸入食品の違反件数は、総届出件数のうち31.8%を超え181件と件数は最も多いが、これは輸入総数が多いためで、国別の違反件数/届出件数の割合は、違反件数上位5カ国の中で最も低い。

5 終わりに

アジアにおいて口蹄疫など越境性動物疾病が発生を続ける中、ついに中国でアフリカ豚コレラが発生し、当所として最大級の警戒体制を敷いているところである。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会も開催される。

今後とも、海外での疾病の発生状況、多様化・複雑化する人や物の動きを見極めつつ、都道府県をはじめとする自治体、獣医師、生産者、輸入関係者等の方々と情報を共有し、力を合わせて伝染病の侵入防止に取り組んで参りたい。関係者の皆様には、今後一層の御協力をどうかよろしくお願ひしたい。